

江南市生活排水処理基本計画

(案)



令和8年 月
江 南 市

〈目次〉

第1章	計画の目的及び構成	1
1-1	計画の背景（はじめに）	1
1-2	計画の位置付け・構成	2
1-3	計画の対象範囲	2
1-4	計画の期間	3
1-5	計画人口	3
第2章	生活排水処理の基本方針	4
2-1	生活排水処理に係る基本理念・目標	4
2-2	生活排水処理施設整備の基本方針	4
第3章	生活排水の排出の状況	5
3-1	生活排水処理の現状	5
3-1-1	生活排水処理の体系及び主体	5
3-1-2	処理形態別施設	7
3-1-3	生活排水処理の状況	9
3-1-4	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び処理の状況	11
3-2	生活排水処理に関する課題	13
3-2-1	生活排水処理	13
3-2-2	し尿及び浄化槽汚泥の処理	14
第4章	生活排水処理基本計画	15
4-1	生活排水処理の計画	15
4-1-1	生活排水の処理目標	15
4-1-2	生活排水処理形態別人口の見込み	16
4-1-3	施設整備計画	18
4-2	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	19
第5章	計画達成に必要な施策	20
5-1	市民に対する広報・啓発活動	20
5-2	生活排水処理における市民及び行政の役割	20
5-2-1	市民の役割	20
5-2-2	行政の役割	20
5-3	継続的な進行管理	21
5-3-1	実施状況の分析・改善	21
5-3-2	計画の見直し	21
5-4	浄化槽整備事業の推進	21

第1章 計画の目的及び構成

1－1 計画の背景（はじめに）

江南市（以下「本市」という。）は、濃尾平野の北部、清流木曽川の南岸に位置し、東西 6.1km、南北 8.8km、面積 30.20km²の市域を有しています。

名古屋市から 20km 圏に位置し、公共交通機関では約 20 分で結ばれるなど利便性が高く、ベッドタウンとして都市化が進み、愛知県尾張北部の主要都市となっています。また、木曽川をはさみ岐阜県側の地域との交通結節点ともなっています。

地形は全般に平坦で、温暖な気候・風土に加え、地域のシンボルである木曽川をはじめ、五条川・青木川等、地域を潤し市民のやすらぎの場となる河川を擁しています。

本市の総人口は、平成 27 年には減少に転じており、令和 6 年度末現在で 97,928 人となっています。年少人口及び生産年齢人口の減少傾向と、老人人口の増加により、さらなる少子高齢化の進展が見込まれます。

本市の生活排水処理対策は、平成元年度からの浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の普及促進と、平成 5 年度からの公共下水道事業による公共下水道の整備とで進められ、令和 6 年度末の汚水処理人口普及率は 83.7%まで向上しました。しかし依然として市内には、生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域へ流れてしまう単独処理浄化槽や汲取便槽が残っており、令和 8 年度末までに汚水処理人口普及率 95%以上を達成することを目指した全県域汚水適正処理構想の目標には遠く及ばず、汚水処理の早期概成は難しい状況となっています。

市内には多くの水源がある一方、河川や水路は治水対策として土や植生によらないコンクリート張り等の護岸整備を進めてきたため、自然の浄化機能を失いつつあります。市内主要河川の上流部に位置する本市が水質を保全する責任は極めて重大であり、生活排水処理施設の整備を進めていく効果は本市にとどまらず下流市町にも及ぶところです。

また、令和 3 年 3 月に策定された江南市下水道事業経営戦略の中で「公共下水道の整備区域は、市街化区域を原則とする」との方針が示されたことから、公共下水道計画区域以外の汚水処理については、経済面や効率面、汚水処理の早期概成の観点を踏まえ、合併処理浄化槽による処理を行うことが必要となりました。

こうした中、最適な整備の方法としては、個人設置型に市の補助を追加することにより合併処理浄化槽の整備を促進する方法を基本としましたが、今般、前計画の計画期間が最終年度を迎えたことから、このことを踏まえて、新たに 9 年間の期間で「江南市生活排水処理基本計画」を策定するものです。

1-2 計画の位置付け・構成

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するもので、第6次江南市総合計画後期基本計画や環境基本法に基づく環境基本計画との整合性を図り、今後の生活排水処理対策における長期的・総合的な指針となるものです。本市の他計画との関連を踏まえた本計画の位置付けを図1-1に示します。

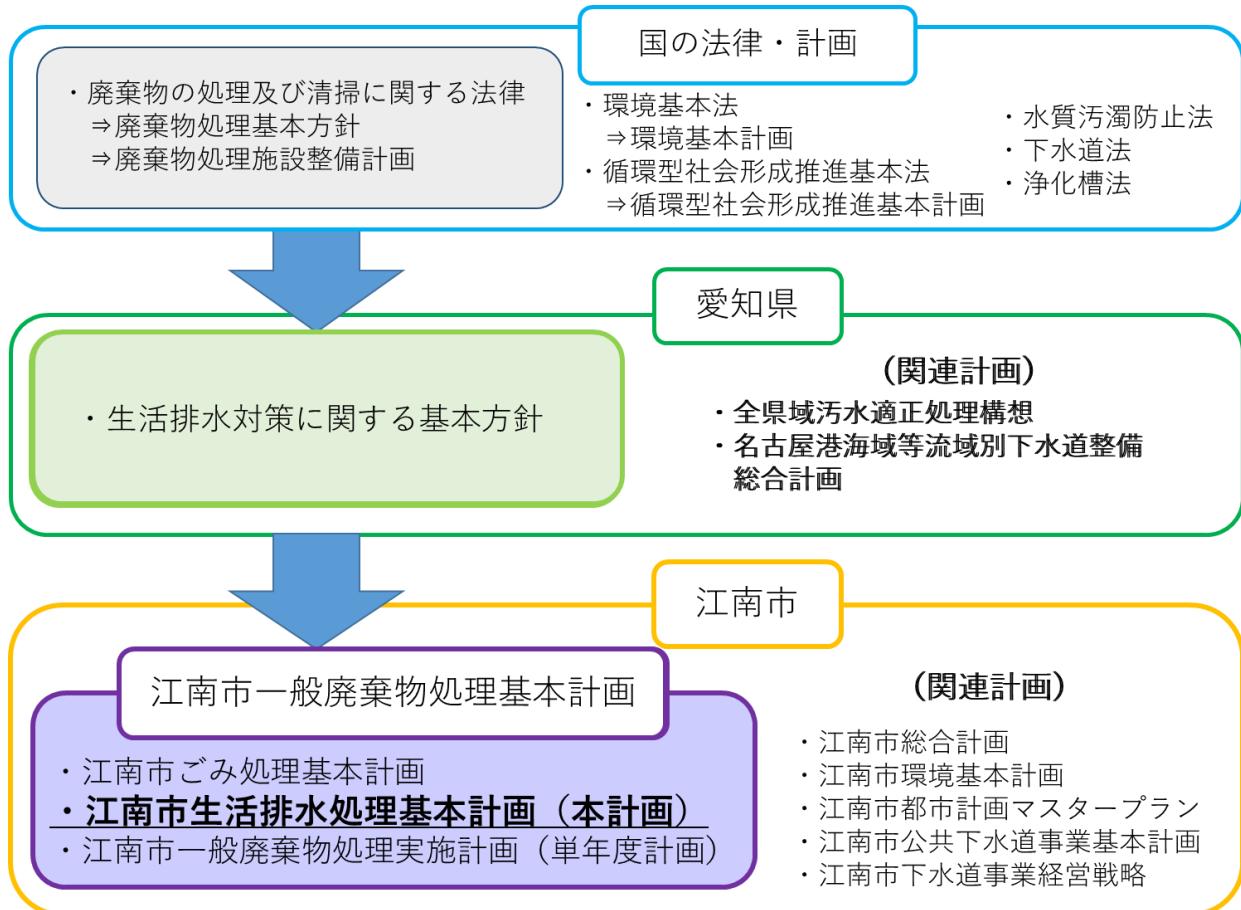


図1-1 本計画の位置付け

1-3 計画の対象範囲

本計画は、江南市内で発生する生活排水を対象とします。

表1-1 計画の対象範囲

対象地域	江南市全域
対象人口	97,928人（令和6年度末現在）

1－4 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度を初年度とし、令和 16 年度を最終年度とする 9 年間とします。

なお、計画期間の中間年度である令和 12 年度に計画の見直しを行うことを予定しますが、社会経済情勢が大きく変化した場合や法体系の変化等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合には、適宜見直しを行います。

1－5 計画人口

本市の令和 6 年度末の行政区域内人口は 97,928 人ですが、今後も徐々に減少していくことが見込まれます。

本計画の策定にあたって、想定する計画人口は、令和 6 年度に策定した江南市ごみ処理基本計画（江南市食品ロス削減推進計画）の人口推計を用いるものとします。

表 1-2 計画人口

年 度		計画人口 (人)
実 績 値	令和 6 年度	97,928
中 間 年 度 推 計 値	令和 12 年度	95,631
目 標 年 度 推 計 値	令和 16 年度	94,283

第2章 生活排水処理の基本方針

2-1 生活排水処理に係る基本理念・目標

生活排水処理を適切に行なうことは、市民が快適に生活できる基盤となる水環境の保全や公衆衛生を確保する上で非常に重要であるため、生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域へ流れてしまう単独処理浄化槽や汲取便槽を設置している家庭等が多くある本市においては、継続的な生活排水処理対策が必要かつ重要となります。

このような状況から、市内だけでなく身近な公共用水域の水質汚濁の防止を図るために、地域住民の理解と協力のもと、SDGs の概念も取り入れながら生活排水処理に関する事業に取り組むことで、豊かな水環境を創り、快適な生活の実現と持続可能なまちづくりを目指すものとします。

2-2 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理施設を整備することは、基本理念を達成するために重要です。

本市では、生活排水処理対策として、家庭等での生活雑排水の発生場所である台所・風呂場・洗濯場等において、廃食用油を流さないようにしたり、洗剤の過剰な使用を避けたりするといった発生源対策の周知啓発を行うとともに、生活排水処理施設整備の基本方針を次のとおり定めます。

（1）下水道計画区域内の接続率の向上

下水道供用開始区域内での水洗化率が向上するよう、下水道未接続者への戸別訪問の強化や接続促進チラシの郵送、公共施設・商業施設での啓発活動を行います。また、接続工事時の各種補助制度のさらなる周知の実施により下水道への接続を促進します。

（2）単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換の促進

浄化槽処理促進区域（以下、「浄化槽区域」という。）においては、単独処理浄化槽及び汲取便槽を設置している家庭に対して、水環境の保全や公衆衛生の確保のため、補助金制度の充実や啓発活動によって合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

（3）各種浄化槽等の適正管理の啓発

浄化槽設置世帯への定期的な清掃及び点検等の実施に関する周知啓発を行います。

第3章 生活排水の排出の状況

3-1 生活排水処理の現状

3-1-1 生活排水処理の体系及び主体

本市の令和6年度末現在における生活排水処理の体系及び主体は、図3-1 及び表3-1のとおりです。

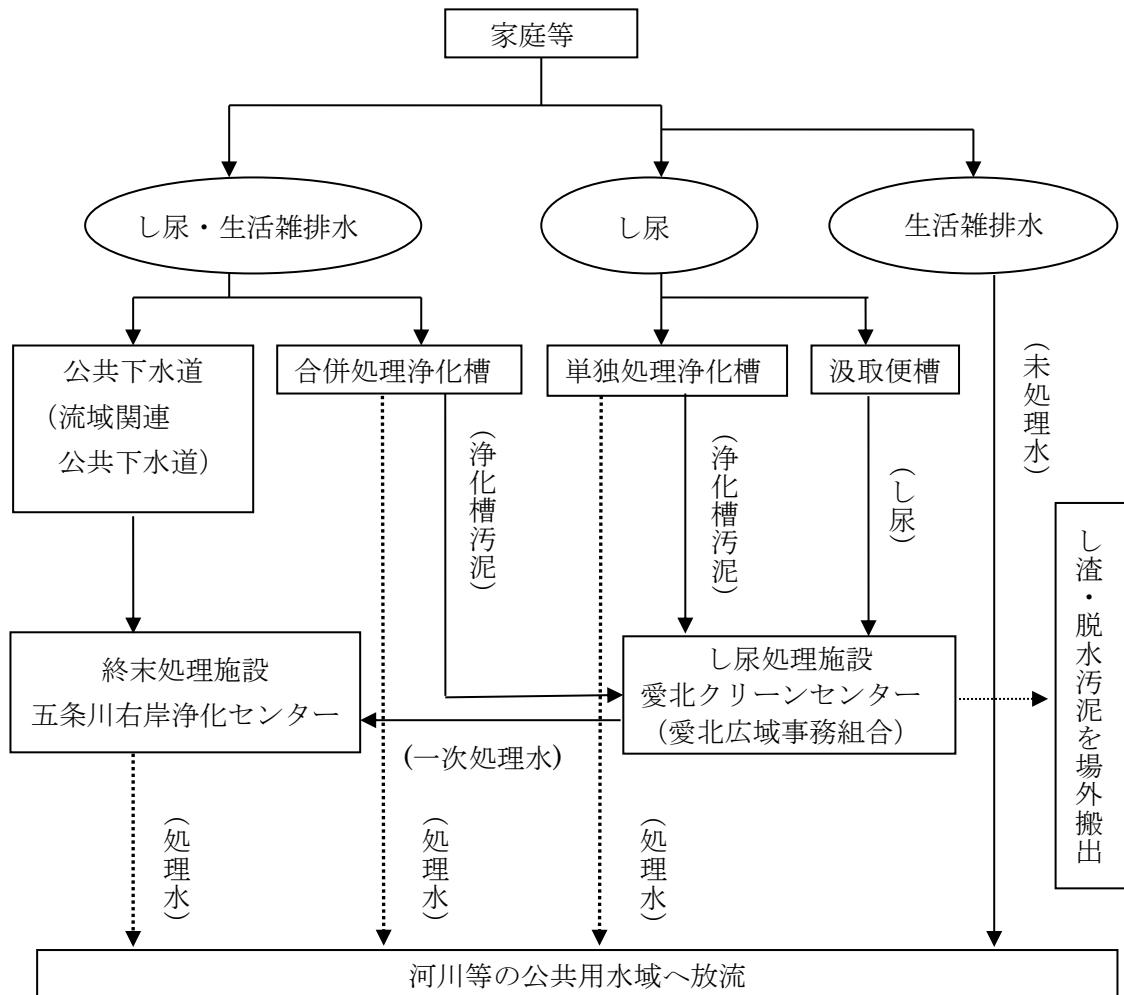


図3-1 生活排水処理フロー

表 3-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	設置・処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	県、江南市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	家庭等
単独処理浄化槽	し尿	家庭等
汲取便槽	し尿	家庭等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	愛北広域事務組合

家庭等から排出される生活雑排水は、公共下水道及び合併処理浄化槽で適正に処理され河川等の公共用水域へ放流されているほか、一部が未処理のまま公共用水域へ放流されています。

一方、し尿は、公共下水道、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で適正に処理され公共用水域へ放流されているほか、汲取便槽から収集されています。

なお、汲取便槽内のし尿と合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥は、収集運搬許可業者により愛北広域事務組合（江南市、犬山市、岩倉市、大口町及び扶桑町の3市2町で構成される一部事務組合）が運営管理する愛北クリーンセンターへ搬入後、一次処理水が終末処理施設である五条川右岸浄化センターへ投入され、適正に処理されています。また、一次処理の際に発生したし渣・脱水汚泥は、場外搬出されています。

3-1-2 処理形態別施設

a) 公共下水道

本市の公共下水道は、名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画に基づいた流域関連公共下水道区域（五条川右岸処理区）を整備計画区域としており、平成5年度より整備が進められ、平成14年8月から供用を開始しています（表3-2）。

整備状況の実績については、表3-3のとおりであり、令和6年度末現在は市内の43.7%が下水道整備済みとなっています。水洗化人口（下水道接続人口）は伸び悩んでいるため、水洗化率向上のためにも下水道処理区域内については、下水道への早期切替えが望れます。

表3-2 下水道施設の概要

施設名称	五条川右岸浄化センター
供用開始	平成13年4月1日 (江南市は平成14年8月より供用開始)
所在地	岩倉市北島町権現山7番地の1
放流先	五条川
処理方式	凝集剤添加硝化脱窒法
計画処理区域面積	770.4ha
計画処理人口	53,340人

引用：江南市公共下水道全体計画（令和2年8月）中間年次（令和7年度）より

表3-3 公共下水道の普及状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政人口（人）	99,948	99,362	98,785	98,389	97,928
処理区域面積（ha）	649.3	664.2	665.8	665.8	667.1
処理区域内人口（人）	41,603	42,503	42,257	42,206	42,773
普及率（%）	41.6	42.8	42.8	42.9	43.7
水洗化人口（人）	29,192	30,376	31,525	31,946	32,556
水洗化率（%）	70.2	71.5	74.6	75.7	76.1

（各年度末現在）

＜参考＞

処理区域内人口：下水道が供用開始された区域内の人口

水洗化人口：処理区域内人口のうち実際に下水道に接続している人口

普及率（%） = 処理区域内人口 ÷ 行政人口

水洗化率（%） = 水洗化人口 ÷ 処理区域内人口

b) 淨化槽

浄化槽の設置基数の実績は、表 3-4 のとおりであり、令和 6 年度末現在の合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の合計基数は 14,126 基となっています。

また、合併処理浄化槽は、平成元年度から浄化槽設置整備事業を実施し、普及促進を図っています。

表 3-4 淨化槽の普及状況

(単位：基)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
合併処理浄化槽	7,750	7,822	7,821	8,218	8,207
単独処理浄化槽	6,380	6,295	6,107	6,017	5,919
合計	14,130	14,117	13,928	14,235	14,126

(各年度末現在)

※浄化槽設置整備事業

下水道法に基づく公共下水道事業計画区域を除く地域及び市長が指定した区域を除く区域内において、専用住宅に、現に使用している既存のみなし浄化槽又は汲取便槽を廃止して処理対象人数 10 人以下の浄化槽を設置する者に対して補助金を交付するものです。

令和 7 年 4 月現在の補助金額は、表 3-5 のとおりです。

表 3-5 浄化槽設置整備事業補助金額

人槽区分	補助限度額
5 人槽	720,000 円
6~7 人槽	839,000 円
8~10 人槽	982,500 円
撤去費用（みなし浄化槽）	120,000 円
撤去費用（汲取便槽）	105,000 円
宅内配管工事費	300,000 円

3-1-3 生活排水処理の状況

a) 生活排水処理形態別人口

過去5年間の生活排水の処理形態別人口は、表3-6及び図3-2のとおりです。水洗化・生活雑排水処理人口は増加しており、水洗化・生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口は減少しています。

令和6年度末において、計画処理区域内人口 97,928人のうち 78,640人については、公共下水道及び合併処理浄化槽により適正に生活排水の処理がなされています。

一方、それ以外の 19,288人は、生活雑排水を未処理のまま、公共用水域に排出しています。

表3-6 過去5年間における生活排水処理形態別人口の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画処理区域内人口	99,948	99,362	98,785	98,389	97,928
1.水洗化・生活雑排水処理人口	76,628	77,768	78,088	78,229	78,640
(1)公共下水道	29,192	30,376	31,525	31,946	32,556
(2)合併処理浄化槽	47,436	47,392	46,563	46,283	46,084
2.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	22,110	20,504	19,705	19,178	18,315
3.非水洗化人口 (汲取便槽)	1,210	1,090	992	982	973

(各年度末現在)

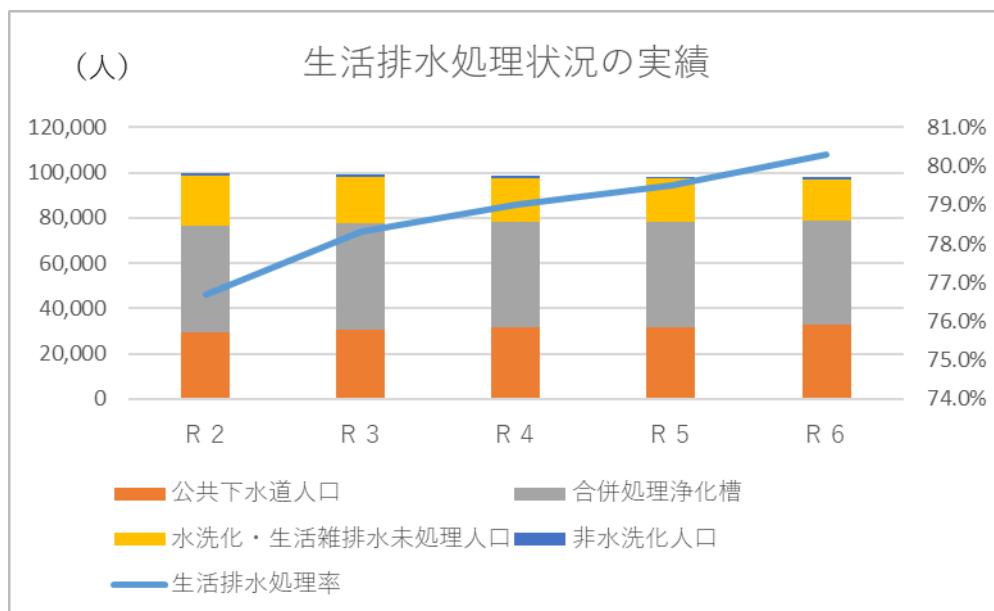


図3-2 過去5年間の生活排水処理形態別人口の推移

b) 生活排水処理率

生活排水処理率は、表3-7に示すように令和6年度において80.3%となっており、徐々に向上はしているものの、令和7年度目標85.0%の達成は難しいものとなっています。

表3-7 過去5年間における生活排水処理率の実績

(単位: %)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活排水処理率	76.7	78.3	79.0	79.5	80.3

(各年度末現在)

<参考>

生活排水処理率(%) = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口(行政人口)

コラム① 自宅での洗車、排水はどこまで許される?

【排水の流れ先が重要】

自宅での洗車は手軽で経済的ですが、排水が道路側溝へ流れていく場合、側溝がそのまま河川へつながっているケースも多いため、環境汚染の原因にもなり得ます。

【洗剤の選択】

環境負荷を減らすため、環境配慮型の洗剤使用や、排水量の抑制を心がけましょう。

【近所への配慮も大切】

排水が道路や隣地に流れ込む場合は、民法の観点からトラブルになる可能性があります。安心して洗車するなら、ガソリンスタンドや洗車場の利用も検討してください。

※「第三次江南市環境基本計画」では、市内主要河川の水質に係る環境基準の達成を目指しており、公害を防止し、安心・安全なまちづくりに努めることとしています。

	令和2年度	令和8年度(目標値)	令和13年度(目標値)
水質に係る環境基準の達成を目指す	水質調査の測定地点14地点中5地点でBODが環境基準に適合している	水質調査の測定地点14地点中7地点でBODが環境基準に適合している	水質調査の測定地点14地点中8地点でBODが環境基準に適合している

合併処理浄化槽や下水道が普及し、生活排水処理率が高くなると、水質調査の環境基準の達成地点が増えると考えられます。

資料(一部抜粋):第三次江南市環境基本計画

3-1-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び処理の状況

本市におけるし尿の収集運搬は、市長が許可した業者（以下「許可業者」という。）が実施しています。また、浄化槽の清掃及び浄化槽汚泥の収集運搬も、許可業者が実施しています。

汲取便槽内のし尿と合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥は、許可業者により愛北クリーンセンターへ搬入後、一次処理水が終末処理施設である五条川右岸浄化センターへ投入され、適正に処理されています。また、一次処理の際に発生したし渣・脱水汚泥は、場外搬出されています。

愛北クリーンセンターの施設の概要は、表3-8のとおりです。

表3-8 し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要

施設名称	愛北クリーンセンター
竣工	平成5年2月27日
施設所管	愛北広域事務組合 3市2町（江南市、犬山市、岩倉市、大口町、扶桑町） から構成される一部事務組合
所在地	岩倉市野寄町向山760番地
処理能力	280k1/日 (し尿：115k1/日、浄化槽汚泥：165k1/日)
処理方法	高負荷脱窒素処理方式+下水投入方式（一次処理水）
処理工程	受入・貯留工程 一次処理工程

また、許可業者により愛北クリーンセンターへ搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は、表3-9及び図3-3のとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は、し尿は非水洗化人口の減少に伴い減少傾向、浄化槽汚泥は合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽人口に減少は見られるものの、下水道の普及に伴う一時的な浄化槽清掃による浄化槽汚泥の増加及び浄化槽法の改正に伴い、浄化槽管理者が行う清掃がより適正に実施されているため、増加傾向となっています。

表 3-9 過去 5 年間におけるし尿・浄化槽汚泥の処理実績

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
し尿	年間処理量 (kl/年)	2,144	2,063	1,930	1,711	1,715
	日平均処理量 (kl/日)	8.82	8.49	7.91	7.04	7.06
浄化槽汚泥	年間処理量 (kl/年)	36,006	36,094	37,843	37,238	37,563
	日平均処理量 (kl/日)	148.17	148.53	155.09	153.24	154.58
合計	年間処理量 (kl/年)	38,150	38,157	39,773	38,949	39,278
	日平均処理量 (kl/日)	156.99	157.02	163.00	160.28	161.64

(各年度末現在)

<参考>

日平均処理量 = 年間処理量 ÷ 処理日数 (R2 : 243日、R3 : 243日、R4 : 244日、R5 : 243日、R6 : 243日)

※日平均処理量は小数点以下第2位に丸めた数値

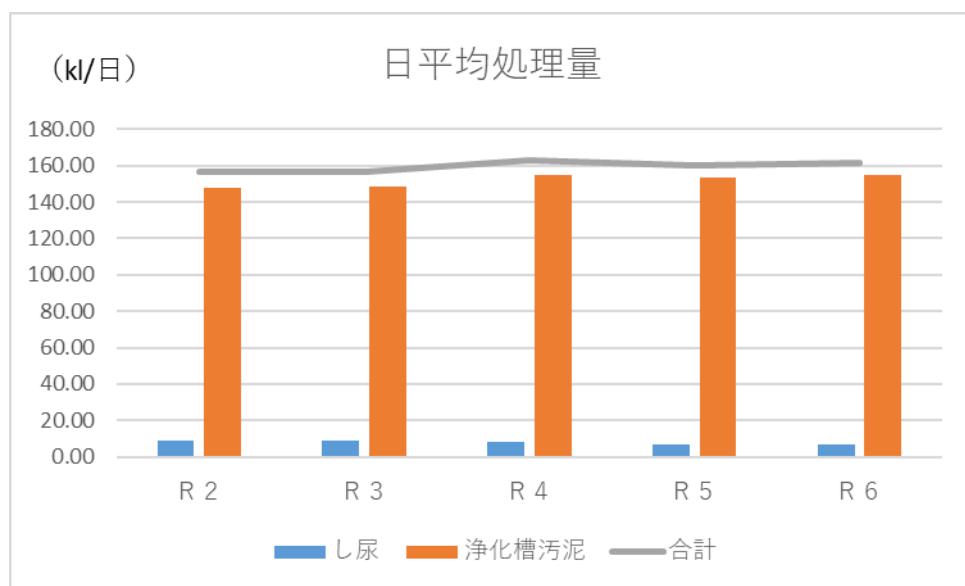


図 3-3 過去 5 年間のし尿・浄化槽汚泥処理量の推移

3－2 生活排水処理に関する課題

3－2－1 生活排水処理

a) 公共下水道

本市の公共下水道は、現在、愛知県が事業主体となっている流域下水道に接続し、処理されています。本市の令和6年度末における公共下水道の普及率は43.7%、水洗化率は76.1%です。

生活排水処理のさらなる拡大のためには、引き続き水洗化率の向上に努めなければなりません。

人口減少や厳しい財政状況の中、下水道事業は多額の費用を要することから、中長期的な視点に立った経営の基本計画である「江南市下水道事業経営戦略」策定の中で今後の下水道整備に関する基本方針として、公共下水道による整備区域は原則、市街化区域として、下水道整備を効率的に進める方針となっています。

このことを踏まえ、下水道供用開始区域内での水洗化率が向上するよう公共下水道へ未接続の市民等に対し、各種補助制度の周知啓発に努めるなど、下水道への接続を促進していく必要があります。

また、終末処理施設への過剰な負荷は正常な処理に支障をきたし、公共用水域の水質汚濁につながる恐れがあるため、下水道利用者に対し発生源対策をするよう呼びかけ、施設の負荷軽減にも努める必要があります。

b) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、し尿のみが処理できる単独処理浄化槽と異なり、し尿と生活雑排水を併せて処理できるため、生活排水を適正に処理することができます。

公共下水道事業計画区域外においては、今後も合併処理浄化槽の普及推進を図ることが重要となります。

また、合併処理浄化槽の機能が十分発揮できるように、保守点検・清掃・法定検査といった浄化槽法に基づいた適正な維持管理や発生源対策について、周知啓発や指導を行っていく必要があります。

c) 単独処理浄化槽および汲取便槽

令和6年度末現在で、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）及び非水洗化人口（汲取便槽）が、計画処理区域内人口の19.7%を占めています。

単独処理浄化槽及び汲取便槽については、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ放流されることが水質汚濁の原因の一つとなっていることから、下水道への接続や合併処理浄化槽に転換されるよう促進していく必要があります。

単独処理浄化槽及び汲取便槽を設置している家庭等に対して、周知啓発等による発生源対策を推進し、できる限り環境負荷を減らすよう努める必要があります。

3-2-2 し尿及び浄化槽汚泥の処理

a) 収集運搬

現在、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者が行っています。

今後は、公共下水道への接続や人口減少に伴い、発生源となる家庭等が減少するところから、し尿・浄化槽汚泥の収集量が減少していくことが想定されますが、安定かつ適正な収集運搬体制を維持していく必要があります。

b) 処理

市内から収集運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、愛北クリーンセンターでの一次処理後、五条川右岸浄化センターに投入され、適正な処理が行われた後、公共用水域へ放流されています。

今後も愛北クリーンセンターにおいて、施設の適正な運営管理に努めるとともに、許可業者への適正搬入の指導等も行いながら、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理していく必要があります。

コラム② 特定既存単独処理浄化槽のこと知っていますか？

特定既存単独処理浄化槽とは、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽のことと言い、都道府県知事は管理者に対して、必要な措置をとるよう行政指導を行うことができます。

特定既存単独処理浄化槽と判定される主な基準は以下のとおりです。

- 浄化槽に破損や劣化箇所がある。漏水している。
- 浄化槽が傾いていたり、浮上又は沈下している。
- 浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭・害虫・騒音が発生している。

＜単独処理浄化槽と合併処理浄化槽＞

30年以上経過した浄化槽の大半は「単独処理浄化槽」という、台所やお風呂の水を処理できないもので、周辺の環境（河川など）に悪影響を及ぼしています。単独処理浄化槽は、家庭から排出される汚れを2割しか処理できません。



合併処理浄化槽の場合、汚れを9割削減できます。

資料（一部抜粋）：特定既存単独処理浄化槽チラシ
(愛知県水大気環境課生活環境地盤対策室)

第4章 生活排水処理基本計画

4-1 生活排水処理の計画

4-1-1 生活排水の処理目標

基本理念及び基本方針に基づき、できるだけ多くの生活排水を公共下水道及び合併処理浄化槽で処理することを具体的な目的として、生活排水処理率の目標を表4-1のとおり設定します。

令和6年度の生活排水処理率は80.3%と前計画における目標年度である令和7年度の目標値85.0%を下回っている状況です。

このような状況を踏まえ、本計画において目標設定を見直し、中間年度である令和12年度の目標を84.8%、目標年度である令和16年度の目標を87.3%と定め、公共下水道計画区域内における単独処理浄化槽や汲取便槽からの接続の促進、公共下水道計画区域外における単独処理浄化槽や汲取便槽から合併処理浄化槽への転換促進を図る施策を今後も実施することにより、目標達成を目指します。

表4-1 生活排水の処理目標

	令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (中間年度)	令和16年度 (目標年度)
生活排水処理率	80.3%	84.8%	87.3%

＜参考＞

生活排水処理率(%) = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口(行政人口)

4-1-2 生活排水処理形態別人口の見込み

公共下水道事業、浄化槽整備事業における整備区域を図4-1のとおりとし、各事業区域内において整備・切替の促進を図ります。

生活排水処理率の目標と下水道計画で定められた水洗化率から設定した生活排水処理形態別人口は、表4-2のとおりです。

表4-2 目標年における生活排水処理形態別人口の見込み

(単位：人)

	令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (中間年度)	令和16年度 (目標年度)
1. 行政区域内人口	97,928	95,631	94,283
2. 計画処理区域内人口	97,928	95,631	94,283
(1) 水洗化・生活雑排水処理人口	78,640	81,122	82,283
①公共下水道	32,556	37,991	38,180
②合併処理浄化槽	46,084	43,131	44,103
(2) 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	18,315	13,807	11,436
(3) 非水洗化人口(汲取便槽)	973	702	564

(各年度末現在)

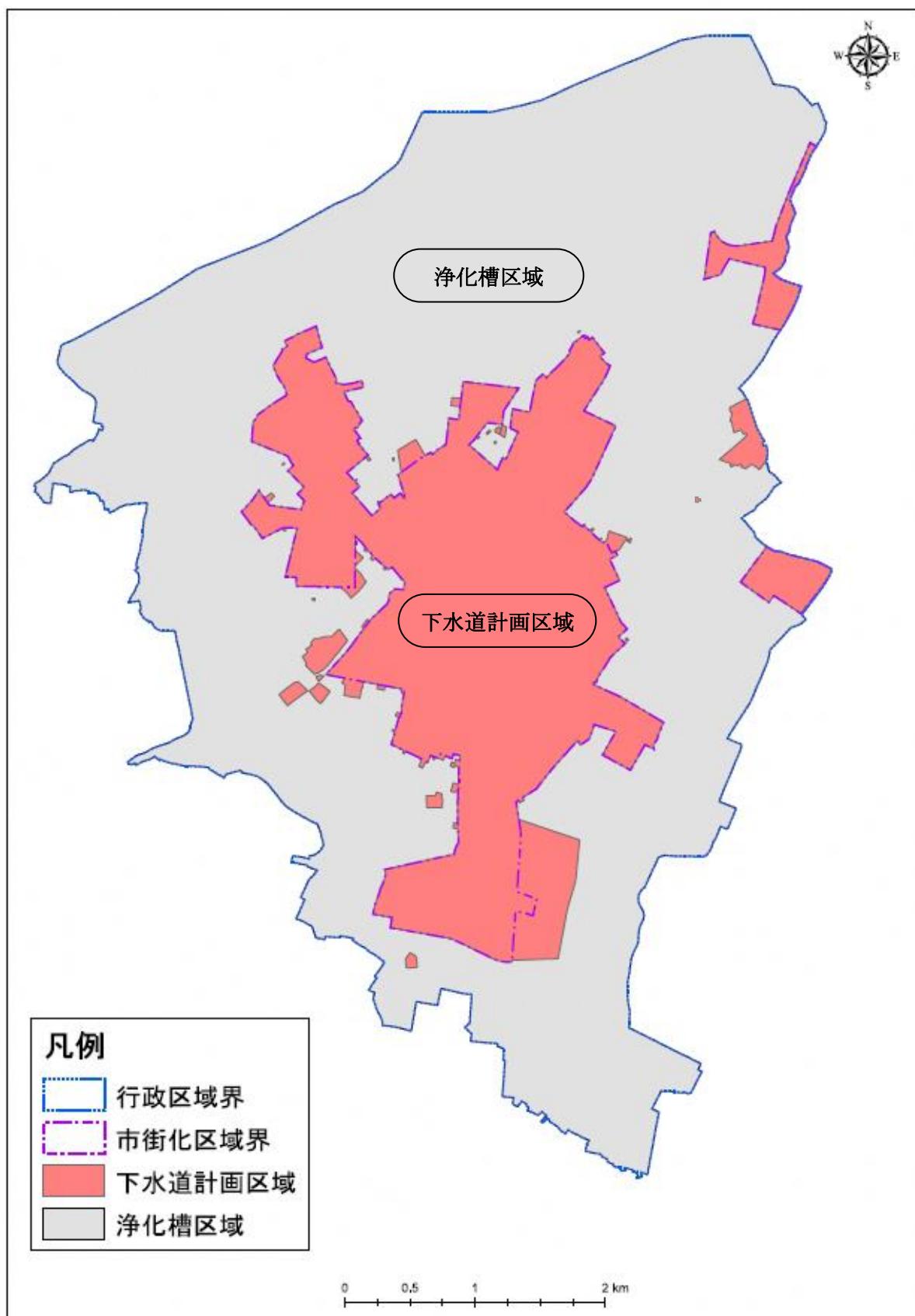


図 4-1 事業別処理区域

4-1-3 施設整備計画

a) 公共下水道

公共下水道は、名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画に基づいた流域関連公共下水道計画区域（五条川右岸処理区）で整備計画区域を構成しており、平成5年度より整備が進められ、平成14年8月から供用を開始しています。

下水道供用開始区域内では、市民等に対し下水道への接続を促すための周知啓発し、水洗化率の向上に努めます。

公共下水道の整備計画は、表4-3のとおりです。

表4-3 公共下水道の整備計画

	令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (中間年度)	令和16年度 (目標年度)
処理区域面積 (ha)	667.1	729.0	729.0
処理区域内人口 (人)	42,773	43,581	42,749
水洗化人口 (人)	32,556	37,991	38,180
水洗化率 (%)	76.1	87.2	89.3

(各年度末現在)

b) 净化槽

浄化槽区域は、合併処理浄化槽の普及を推進します。

また、平成元年度から国や県の補助を受け、合併処理浄化槽設置整備費に対する補助事業を行っており、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換をさらに促進していくこととします。

浄化槽の普及促進計画は、表4-4のとおりです。

表4-4 浄化槽の普及促進計画における目標値

(単位：基)

	令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (中間年度)	令和16年度 (目標年度)
合併処理浄化槽	8,207	8,942	9,468
単独処理浄化槽	5,919	5,288	4,906
合 計	14,126	14,230	14,374

(各年度末現在)

4-2 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う愛北クリーンセンターは、稼働後 33 年が経過しています。

平成 25 年 10 月から一次処理水を五条川右岸浄化センターへ投入しており、将来的には、搬入されたし尿・浄化槽汚泥を全て五条川右岸浄化センターへ直接投入する計画があります。また、収集運搬に関しては現体制を維持していくものとします。

し尿及び浄化槽汚泥処理の計画は、表 4-5 のとおりです。

表 4-5 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

		令和 6 年度 (基準年度)	令和 12 年度 (中間年度)	令和 16 年度 (目標年度)
し尿	年間処理量 (kl/年)	1,715	1,206	965
	日平均処理量 (kl/日)	7.06	4.96	3.97
浄化槽汚泥	年間処理量 (kl/年)	37,563	40,016	41,740
	日平均処理量 (kl/日)	154.58	164.67	171.77
合計	年間処理量 (kl/年)	39,278	41,222	42,705
	日平均処理量 (kl/日)	161.64	169.64	175.74

(各年度末現在)

<参考>

日平均処理量 = 年間処理量 ÷ 243 日

第5章 計画達成に必要な施策

5-1 市民に対する広報・啓発活動

河川等の水環境における水質汚濁においては、一般家庭から排出される生活排水のうち、台所や風呂場からの排水（生活雑排水）が主な要因となっています。生活排水処理対策の必要性について市民等に周知を図るため、市広報や市ホームページへの掲載等で定期的な啓発活動を行います。

特に、家庭で簡単に実践できる発生源対策として、以下の事項について周知啓発し、意識の向上を図ります。

- ・生活排水の絶対量を減らすため、節水に心掛ける。
- ・廃食用油は流さず、古紙に吸わせたり、分別排出したりするなどして適正処理に心掛ける。
- ・洗剤の過剰な使用は避ける。
- ・調理くずが流れないよう、水切り袋を使用する。

基本理念を達成するためには、行政の努力に加え、市民が積極的に参画し、連携して取り組む必要があります。

5-2 生活排水処理における市民及び行政の役割

5-2-1 市民の役割

(1) 市民一人ひとりが生活排水の排出者として高い意識と責任を持ち、公共下水道への接続、合併処理浄化槽への転換をできるだけ速やかに行うこととし、環境負荷低減につながる発生源対策にも努めます。

(2) 浄化槽の正しい維持管理（保守点検・清掃・法定検査）に努めます。

5-2-2 行政の役割

(1) 関係機関との連携

地域の水環境保全及び生活排水処理施設整備は、国や県を含めた関係行政機関と連絡調整を図り、総合的・広域的な生活排水処理対策を進めます。

(2) 関連事業者との連携

生活排水処理対策を推進するためには、行政だけでなく、市民の理解と協力が必要であるため、関連事業者との連携を図りながら積極的な取り組みを進めます。

(3) 関連する計画との整合性の確保

本計画の推進にあたっては、国や県等が定めた関連計画との整合性を図りながら進めます。

5－3 継続的な進行管理

5－3－1 実施状況の分析・改善

生活排水については、その処理状況の実態調査及び計画の進捗状況を把握しその結果について公表するとともに、計画の目標達成に向け必要な措置を講ずるなど計画の着実な推進に努めます。

5－3－2 計画の見直し

本計画は、計画期間の中間年度である令和12年度に見直しを行うことを予定しています。

なお、計画期間内であっても社会経済情勢や法体系の変化等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合には、適宜見直しを行います。

5－4 淨化槽整備事業の推進

下水道経営戦略策定の中で「公共下水道の整備区域は市街化区域を原則とする」との方針が示されたことから、下水道計画区域外を「浄化槽区域」と指定し、経済面や効率性の観点から個人設置型の合併処理浄化槽による整備を推進していくこととしています。

そのため、浄化槽区域の単独処理浄化槽や汲取便槽に対して啓発活動等を行うことにより、合併処理浄化槽への転換を促進していきます。

江南市民憲章

わたしたちの江南市は、木曽の清流にはぐくまれた広やかな濃尾平野の北部にあり、伝統にかがやく産業と文化のまちです。

わたしたちは、この江南市を愛し、市民であることに誇りと責任をもっています。

このまちを、さらに明るく住みよい豊かなまちへの願いをこめてこの憲章を定めます。

わたしたち、江南市民は、

1. 自然を愛し、美しいまちにしましょう
1. 心のかよう、温かいまちにしましょう
1. 健康につとめ、明るい豊かなまちにしましょう
1. きまりを守り、住みよいまちにしましょう
1. 教養を深め、文化の高いまちにしましょう

江南市生活排水処理基本計画

令和8年 月

発行 愛知県江南市

編集 経済環境部 環境課

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

電話(0587)54-1111(代表)